

「PDFで請求書」正しく保存してありますか！？

令和4年1月1日以降、メールで請求書を受け取った場合、今までと保存方法が変わります。ご存知でしょうか？

I 電子帳簿保存法の改正について

今までメールで請求書などを受け取った際も、紙に印刷し保存する必要がありましたが、令和4年1月1日以降は、メールで請求書を受け取るなどの「**電子取引**」は紙での保存は認められず、**データ保存が義務**になります。

データ保存が義務化される「電子取引」の例

- ・請求書や領収書などをメール、クラウドサービスなどで渡す、又は受け取る場合
- ・AmazonなどのECサイトで物品などを購入した際の領収書・明細
- ・大手企業とのEDI取引

電子帳簿保存法の対象		税務署長の承認	2019年時点 累計承認件数	任意／義務	メリット・要件など
電子帳簿等	総勘定元帳 仕訳帳 など	事前申請必要 ※改正により不要	272,449件	任意	紙の総勘定元帳が不要 その他保存要件あり
スキャナ保存	見積書・注文書 領収書・請求書など	事前申請必要 ※改正により不要	4,041件	任意	紙の請求書等の廃棄が可 能 その他保存要件あり
電子取引	見積書・注文書 領収書・請求書など	承認制度 なし	—	義務	印刷して保存不要 データ保存が義務

II スキャナ保存と電子取引の違い

対象 保存方法	スキャナ保存	電子取引	
		令和3年12月31日まで	令和4年1月1日以降
	紙で受け取った請求書等をス キャナで読取り、データで保存	データで受け取った書 類も印刷し、紙で保存	紙で受け取った書類→紙で保存 データで受け取った書類→データ保存
	スキャンした書類は データ保存	すべての書類が 紙保存	紙とデータが併存

III 電子取引による請求書等の保存方法について

電子取引に 係る書類の 保存方法等	保存方法 (検索機能)	原則	検索項目	取引年月日・金額・取引先名称で検索が可能であること
			検索方法1	範囲を指定(日付・金額)して検索が可能であること
			検索方法2	項目の組み合わせ(日付&金額、取引先&金額)で検索が可能であること
	例外		税務調査時にダウンロードの求めに応じてデータを示す場合には、 範囲指定・項目の組み合わせ検索機能は不要	
	改ざん防止の ための措置 右のいずれかを 満たす必要あり	①	受領後、遅滞なくタイムスタンプを付与	
②		タイムスタンプが付与されたデータを受領		
③		データを削除訂正できない、又は訂正削除した履歴が残るシステム		
④		訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付け		

IV 中小企業の対応は？

今回の改正は、今までペーパーレスと無縁だった中小企業にデータ保存を義務化するものです。コストをかけない現実的な対応は、検索機能については**PDFなどのファイル名を「日付_金額_取引先.pdf」**とし、個別の項目で検索できるよう、事業年度別などでフォルダにまとめる。範囲指定、組み合わせ検索はできないが、税務署の求めに応じてデータを示すようにし、**必要な措置は「事務処理規定の備え付け」**で対応するのが良いかもしれません。事務処理規定のサンプルは国税庁HPより確認できます。サンプルでは2ページのみで、書類データの管理について社内の管理責任者、該当する電子取引などを記載するのみです。